

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和6年第1回宮城県塩釜警察署協議会
開 催 日 時	令 和 6 年 2 月 2 2 日 （ 木 ） 午 後 4 時 0 0 分 か ら 午 後 5 時 1 5 分 ま で
開 催 場 所	宮城県塩釜警察署 大会議室
出 席 者 等	1 協議会委員 ・出席委員～鈴木一郎、村上タツ子、阿部剛典、川瀬実、齋藤基子、山田シズエ、高橋百合子、櫻井和義、磯田光貴 ・欠席委員～阿部力 2 警 察 署 側 署長、副署長、刑事官、副参事、警務課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

議 事 概 要

1 協議事項

(1) 管内の治安情勢等について（署長）

署長から、令和5年12月末現在における刑法犯認知件数・検挙状況、交通事故発生状況、特殊詐欺認知状況等の管内の治安情勢について説明がなされた。

(2) 速度取締り指針について（交通課長）

交通課長から、令和6年4月からの塩釜警察署速度取締り指針について説明がなされた。

委 員：速度取締り重点道路以外での速度取締りの実施状況についてはいかがか。

交通課長：重点道路以外においても、計画的な速度取締りを実施している。

委 員：速度超過違反をする運転手の傾向はいかがか。

交通課長：携帯電話機を使用する等、周囲の状況に気を配らずに自己中心的な運転をするドライバーは、速度超過違反をしやすい傾向にある。

委 員：警察による速度取締りは、ドライバーに緊張感を与え、それが交通事故の防止にもつながっていると感じている。

今後とも、積極的な速度取締りを継続していただきたい。

2 報告事項

(1) 青色防犯パトロールの現状について（刑事官）

刑事官から令和5年第3回協議会で提案された青色防犯パトロールの現状についての調査結果を報告した。

委 員：塩釜警察署管内における青色防犯パトロールの具体的な活動団体数や青色防犯パトロールカーの台数を確認することができた。

今後とも、関係団体と連携協力して防犯活動に努めてもらいたい。

(2) いじめや児童虐待に対する「見守り」の具体的な活動について（刑事官）

刑事官から令和5年第3回協議会で提案されたいじめや児童虐待に対する「見守り」の具体的な活動について報告した。

委 員：明らかにいじめや虐待であると判明しない場合でも、警察に通報して問題ないか。

刑 事 官：ささいな情報であっても通報してほしい。

委 員：精神的に不安定な保護者自身を保護の対象とした取

組も必要であると考えるがいかがか。

刑 事 官：家庭環境自体の調整が必要なケースの場合、児童相談所や自治体、医療機関とも連携し対応している。

委 員：事件捜査でなければ警察としての対応は難しいのか。

刑 事 官：事件とならない場合でも、児童相談所や自治体などの関係機関に対し情報提供などの必要な対応を行い、継続的に見守りが必要な場合は関係機関による情報交換会議も行っている。

3 意見・要望等

委 員：コロナが5類に移行となり、コロナ禍とコロナ明けの犯罪の傾向に変化はあるのか。

刑事第一課長：はじめに、令和元年をコロナ禍以前とし、令和5年をコロナ明けとした場合、塩釜警察署管内の刑法犯認知件数は減少している状況である。

また、令和4年と令和5年の罪種別の発生状況を比較すると、自転車盗の手口が著しく増加している状況である。

この要因として、コロナ禍の活動制限が解除されたことが少なからず影響していると思われ、コロナ禍以前の自転車盗の発生件数に戻りつつある状況である。

委 員：自転車盗に対する対策はいかがか。

署 長：駐輪場の管理者対策や各種キャンペーンを介してツーロックの広報啓発活動を継続して実施している。

委 員：利府町中央三丁目地内の十字路交差点について、一方方向は一時停止標識が設置されているが、標識が設置されていない方向から猛スピードで進行してくる車両の対策はいかがか。

交通課長：一時停止標識による規制の原則は、主道路に対する従道路を規制することとされている。

また、四方向全てを規制することで交通量が停滞する可能性もあるが、今後、時間帯別の交通量調査を実施し、道路管理者と改善を検討する。

委 員：これまで大きな事故は起きていないが、交差点の近くには商業施設が建ち、交通量も増加している。

小中学校の通学路にもなっており、そのための横断歩道も設置されている交差点である。

大きな事故が起きてからではなく、事前に対応することが必要ではないのか。

交通課長：至急、道路管理者と改善を検討していく。

議事概要

委員：塩竈市庚塚地内の交差点の信号サイクルを改善することは可能か。

交通課長：道路管理者と改善を検討していく。

4 次回の開催予定

次回協議会は、令和6年6月ころの開催とする。

